⑤ 県産品利用促進

【現状・課題】

①本県の産業振興と雇用確保のため、県産品利用の促進が必要。
※「鳥取県産業振興条例」(H23.12.27公布・施行) ・・・県内の優れた人材、資源、高い技術力等地域特性を生かし、「県産品利用促進」など産業振興を推進

②県は、県産品の購入・普及事業を積極実施
※トライアル発注制度(認定 86件、購入 66件、H24.2現在)
※新事業開拓者認定制度(認定 12件、購入 3件、H24.2現在)
※鳥取県ふるさと認証食品認証数(539商品、116事業者、H24.3現在) ＊過去3年で約3割増(H20末 426商品、82事業者)
※公共建築物や住宅建築等における県産材等利用の推進
※公立学校や県立福祉施設等での食事提供(給食等)における地産地消を含む県産品利用促進

【現場の意見】

①県の発注も、地産地消など県産品利用の観点が大切。
②農林水産業は、地産地消など県産品利用の観点で推進すべき。
③県による購入実績をPRして販路開拓につなげたい。
④鳥取県らしい商品として認証を受け、首都圏や関西圏へ販路を拡大したい。
⑤農林水産業は、地産地消(県産品利用)の観点で推進

【雇用創造への展開方向】

①県産品(工業製品、食品、農林水産物等)の公共施設等での利用促進

②県が県産品を積極的に購入・PRし、県内企業の販路開拓・売上拡大を支援。

③県認証により商品力をアップすることで販路拡大支援。

【目指す姿】

➢県産品の県内外での消費拡大

➢地場産品の消費者の信頼等を高めることにより、商工業、食品及び農林水産業等の振興、販路拡大につなげる。

【主な事業】〔※㉔:24年度予算額、㉓:23年度予算額、単位:百万円〕

①バックアップ型トライアル発注事業【継続】〔㉔3 ㉓3〕
⇒県が、県内企業の新製品を試行的に購入し、販路開拓を支援

②新事業開拓事業者認定制度 (県認定した県内企業新製品を随意契約で購入)

③鳥取県ふるさと認証食品普及事業〔㉔0.4 ㉓1 〕
⇒基準に合う加工品を認証し、PRや販路拡大、パッケージ等改良支援

④住宅建築や公共建築等における県産材等利用の推進
・環境にやさしい木の住まい助成事業(㉔290 ㉓281)
・県産材活用木造仮設住宅開発整備事業【新規】(㉔2.6)
・米子児童相談者改築【H24新】や学校図書館書架整備【H24新】県産材利用

⑤公立学校・福祉施設等での食事提供(給食等)における地産地消・県産品利用促進

県産品の利用促進 ⇒ 県内外への販路拡大

販路開拓支援

(財)鳥取県産業振興機構による支援等
（専門展示会共同出展・商談会開催等）

県内産工業製品の利用促進

バックアップ型トライアル発注事業

○県が県内企業の新商品を試行的に購入
（発注は原則1回のみ、100万円以内）
〔メリット等〕・県からの受注実績づくり
・県のホームページ等でPR
・改良に関する意見等をフィードバック

新事業開拓事業者認定制度

○県が新事業開拓者として認定した県内中小企業の新商品を随意契約で購入
（発注1回あたり3,000万円未満）
〔メリット等〕・県からの受注拡大

県産材の利用促進

県産材利用の促進

○県産材を活用した住宅等に対する助成
○公共建築物等における県産材利用の促進　など

県内産の食材・加工食品の利用促進

鳥取県ふるさと認証食品普及事業

【鳥取県ふるさと認証食品の認証】
県内で製造され、県産農林水産物を主原材料とした加工食品や伝統的な製法による加工食品を「鳥取県ふるさと認証食品」として認証し、PR・販路拡大を支援
〔メリット等〕・県のホームページ等でPR
・消費者の信頼確保につながる
・各種支援事業が活用できる

【鳥取県ふるさと認証食品パッケージ等改良支援事業】
ふるさと認証食品の商品力を向上するため、パッケージ等の改良を支援（補助率1／2、上限150千円）
〔メリット等〕・消費者ニーズに合ったパッケージに変更し、販売促進につながる

学校給食等での地産地消を含む県産品利用

○安全安心な食の提供及び県内産食材及び加工食品の消費拡大

県内外へ販路拡大！